

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 納税の意思があれば過少申告にあらずと判決

**Q** : 長者番付に名前がのることを避けるために、あえて期限後に修正申告した納税者が、過少申告加算税を賦課されたのを不服としていた裁判について、判決が出たと聞きました。その内容を教えてください。

**A** : 判決では、「納税者は早い段階で納税の意志を持っており、自発的な納税といえる」との理由から、過少申告加算税を賦課するのは適当でないとして課税処分の取消しが命じられました(9月27日広島高裁)。

#### 【解説】

納税額1千万円以上の高額納税者の公示、いわゆる「長者番付」に名前が載ることは名誉とされる一方で、プライバシーが明らかになるのを嫌がる人もいます。そこで、高額納税者の公示対象が3月31日までに提出された申告書に限られることから、当初は所得税額が1千万円を超えない範囲で申告しておいて、4月1日以降に本来の税額で修正申告する、「公示逃れ」という手法も行われているようです。

この裁判は、こうした場合に過少申告加算税がかかるかどうか争われた事案ですが、判決では、更正があるべきことを予知してなされたものでなく自発的に申告したと認められるとして、加算税は課さないこととしました。確定申告時期の早い段階から税理士などの第三者に申告書の作成を依頼するなど、早くから納税の意思があったと客観的に認められるときは、加算税を賦課するのは適当でないということです。

